

福島県教育委員会委託 広野町人権教育開発事業
(第2年次)

**互いのよさを尊重し、
新たな価値観を創り上げる子どもの育成**

—子どもの「感」でつくる学校・家庭・地域が一体となった教育課程の創造—



広野町教育委員会

研究主題

**互いのよさを尊重し、新たな価値観を創り上げる子どもの育成
～子どもの「感」でつくる学校・家庭・地域が一体となった教育課程の創造～**

I 主題設定の理由

学習指導要領の 趣旨より

2030年の社会と子どもを見据えた新学習指導要領が、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度より全面実施されている。これからの社会の変化を前向きに受け止め、社会や人生を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されている。そして、困難な状況や問題に対して、自分の力を駆使しながら創造的に考えることができるような人間性を育てていくために、子どもたちが体験的な活動を通じて、自分の価値を認識しつつ、多様性を尊重しながら他者と協働することの重要性を実感しながら学んでいくことの大切さが述べられている。

子どもたちを取り 巻く広野町の 現状から

東日本大震災及び原子力発電所の事故から10年が経過した。これまで経験したことがない困難な状況に対し、多くの人々が知恵を出し合い、復興に向けて一步一步着実に前進している。しかしながら、震災以降、地域の人口構成や実情等が大きく変化し、元々地域に居住している住民、復興に携わる方々や町内の学校に進学する生徒が転入する状況にあり、多様な価値観をもつ住民が混在している。多様な価値観をもつ住民が混在する地域社会において「互いの境遇を理解し、互いを尊重する態度」がより一層求められるのである。数年ではなく、何十年と向き合っていくことが必要とされる地域の課題を抱える本町にとって、多くの困難や課題に向き合い、解決方法を考え、互いに尊重し合い、他者と協働しながら乗り越えていく資質・能力を備えた子どもを育てていく必要がある。

町立学校の子ど もの実態から

東日本大震災及び原子力発電所の事故後の生活環境の変化に伴い、多くの困り感や悩みを抱える子どもたちが増加している傾向にある。各園・学校では、自己肯定感を高め、自分の価値を認識しつつ、多様性を尊重し、他者と協働するため、現在顕在化している様々な人権課題に対応し、その解決に向けた教育活動の充実が求められている。また、ICTを活用した教育が推進される一方で、インターネットによる人権侵害やインターネット上のいじめ問題等が存在している。多くの科学技術が進歩している今日だからこそ「自分も他者も大切にする態度」がより一層必要になってくる。

以上の3つの観点から、本町で学ぶ子どもたちが自己肯定感を高め、他者の価値観を尊重しながら新たな学びを拓き、これからの社会をたくましく生き抜いてほしいと考え、本研究の主題及び求める子どもの姿を設定した。

II 主題・副主題の基本的な意味

| | |
|--------|---|
| 主題 | 互いのよさを尊重し、新たな価値観を創り上げる子どもの育成 |
| 主題の意味 | <p>研究主題における「互いのよさ」を「自分とかかわる他者の見方・考え方のよさや自分にはない感性、表現のよさのこと」、また「新たな価値観」を「これまでになかった自分の考えや意見（主張）、判断等を含めたもの」と捉えている。つまり、本研究においては「自他の存在を尊重し、互いのよさを認め合いながら、課題を解決したり、新たな学びにつなげたりする子どもの姿」を求めている。</p> <p>本研究においては、学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点と「人権教育」の基本原則を踏まえながら、こども園・小・中学校の教職員が共同研究等を通して子どもたちを育成するとともに、これまで本町が幼小中連携として取り組んできたことを継続し、進化させていくこととする。</p> |
| 副主題 | 子どもの「感」でつくる学校・家庭・地域が一体となった教育課程の創造 |
| 副主題の意味 | <p>本研究における「子どもの『感』」を以下のように定義している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">①「安心感」不安や心配等、何のわだかまりもなく行動できる心の状態②「期待感」自分の願望や知的好奇心を高めている心の状態③「困り感」解決の見通しが立たず悩んでいる心の状態④「必要感」行うべき活動の目的や意味が明らかになった心の状態⑤「達成感」行ってきた活動に納得・満足している心の状態</div> <p>学校と地域、家庭が子どもたちの内面にある「感」に寄り添おうとする営みが、子どもたち一人一人の被受容感を高め、子ども同士も互いに尊重し合う態度につながっていくと期待できる。子どもがもつであろう「感」を教師が意識し、家庭や地域と連携しながら、子どもと共に教育活動を紡ぎ合う過程を大切にすることで、子どもたちが「自己肯定感」「自己有用感」を高め、本研究で目指す子どもの姿を求めたい。</p> |

III 目標及び研究仮説

| | |
|------|--|
| 目標 | 人権意識の啓蒙及び人権課題の解決に向けた「子どもの発達段階・特性に応じた各校種における教育」及び「校種間・家庭・地域の連携」の在り方を究明する。 |
| 研究仮説 | こども園・小学校・中学校、そして家庭・地域が一体となって、子どもの「感」でつくる教育課程を創造していけば、互いのよさを尊重し、新たな価値観を創り上げる子どもを育成することができるであろう。 |

IV 研究の方法

【研究の視点1】子どもの「感」を意識した授業・単元づくり

1 学習過程の工夫

本研究では「課題把握」「課題解決」「振り返り」の3段階で構成する学習過程（図1）を活用し、その有効性を明らかにする。授業づくりにあたっては、学習過程における「こどもの『感』」を意識し、「学びに対する強い動機付け」「課題解決の促進・多様な活動の保障」「学びの意味付け」の3つを大切にする。

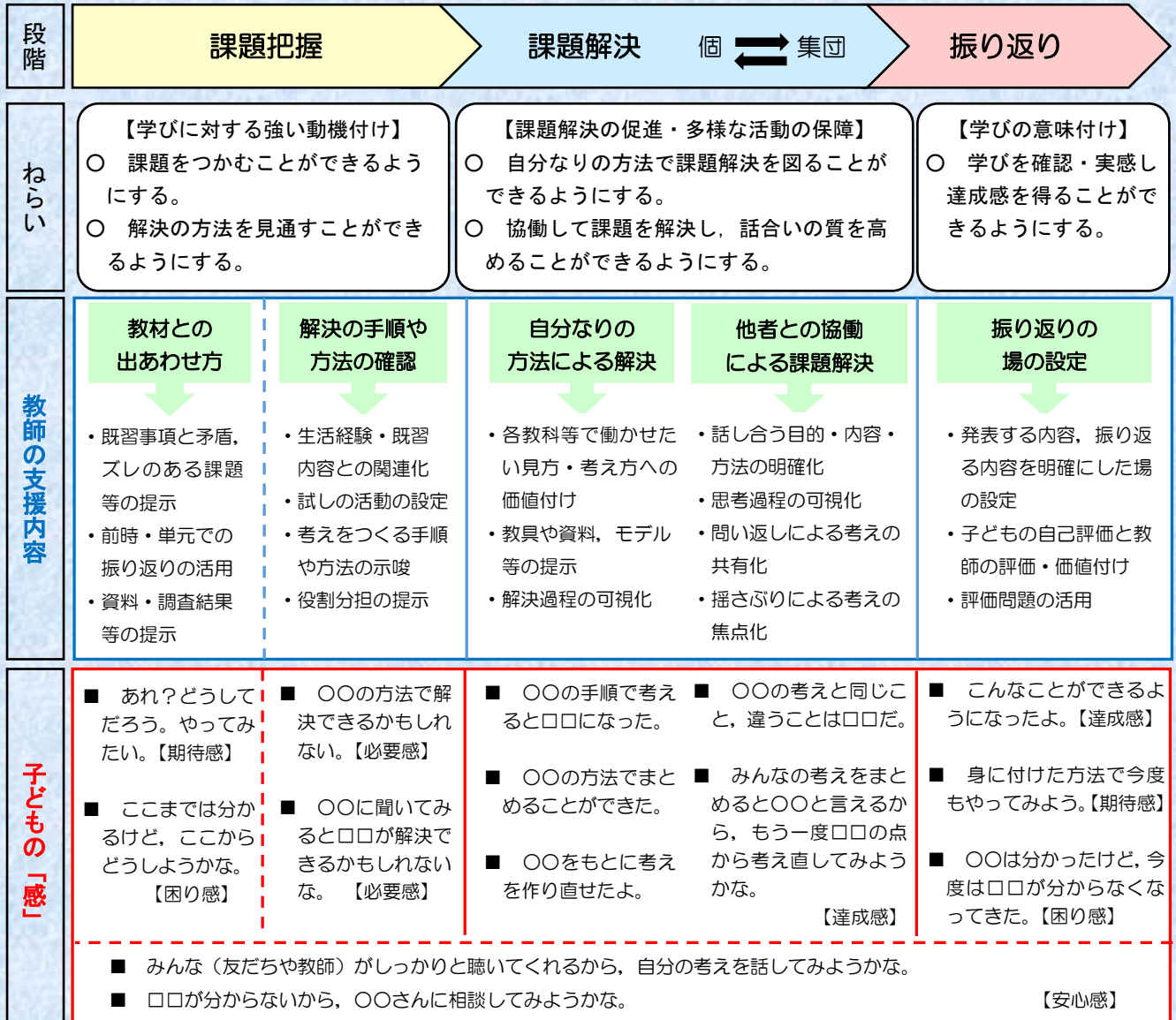


図1 3つの学習過程で教師が意識したい「子どもの『感』」

(1) 課題把握

ねらいは「学びに対する強い動機付け」にある。児童生徒が学習への興味・関心を高め、課題意識をもち、解決方法を見通すことができるように、子どもの「感」を意識しながら、次のような教材との出あわせ方等の支援を行う。

- ・既習事項と矛盾、ズレのある事象や情報等の提示
- ・各種資料・調査結果等の提示
- ・前時・単元での振り返りの活用
- ・モデルの提示や方法の示唆

(2) 課題解決

ねらいは「課題解決の促進・多様な活動の保障」にある。「個」の活動（自己の考えを形成する）において、児童生徒が自分なりの方法で課題解決を図ることができるよう、次のような支援を行う。

- ・ 教具や資料，モデル等の提示
- ・ 各教科等で働かせたい見方・考え方への価値付け

また、協働で課題解決する場面において、児童生徒が友だちと協働して話合いの質を高め、新たな知識・技能、各教科等の見方・考え方を獲得できるようにする。教師は、子ども同士のかかわりや自己の考えの再考を促す等、学びをつなぐ役割として次のような支援を行う。

- ・ 話し合う目的，内容，方法の明確化

- ・ 問い返しによる考えの共有化

【例】「〇〇さんの考えの根拠はこうかな」「〇〇さんの考えってこういうことかな」のように、児童生徒の曖昧な発表を教師が問い返しによって整理し、他の児童生徒にその考えを共有化する等。

- ・ 問い返しによる考えの方向付け

【例】「〇〇さんの考え方は、問題を解決する上で参考になるね」のように、児童生徒の考えを価値付けることで、話合いの方向性を決めたり、修正したりする。

- ・ 揺さぶりによる焦点化

【例】児童生徒の思考を揺さぶる問い返しを行うことで、資料や根拠を用いて考えを強固なものにする。その際、新たな疑問や活動が生まれ、話合いの質の向上が期待される。

- ・ 思考過程の可視化

【例】児童生徒の考えやつぶやきを時系列で板書したり、成果物や活動動画を提示したりすることで、解決に向けた過程を子どもが確認することができるようにする。

(3) 振り返り

ねらいは、獲得した知識・技能、見方・考え方を確認し「学びの意味付け」を行うことにある。児童生徒が学びの成果や考えの変容を確かめて自己の学びを実感し、次の学びにつなぐことができるようにするために、次のような支援を行う。

- ・ 発表する内容，振り返る内容を明確にした場の設定

【内容】① 自分の考え

- 獲得した知識・技能（わかったこと，できたこと）
- 獲得した新たな見方・考え方（解決のための視点や考え方）

② みんなで学び合うことのよさ

- 友だちの考えのよさ，友だちと話し合うよさ

- ・ 学習の満足度や自己有用感等についての自己評価，教師による学びの評価・価値付け

2 単元構想・展開の工夫

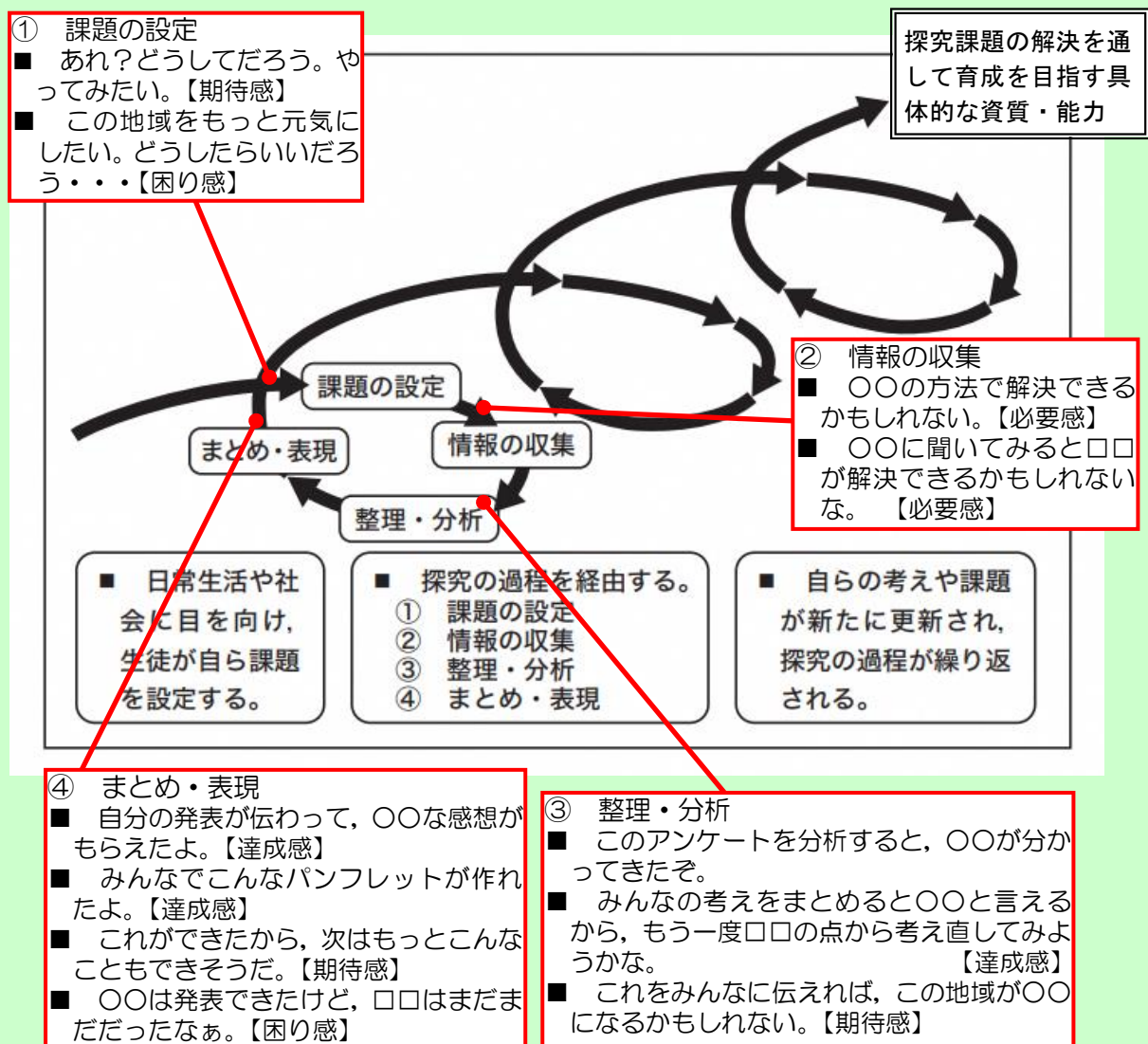
新学習指導要領においても「単元を通じた資質・能力」の育成が求められている。本研究においても、学習前後の「子どもの『感』」を意識し、それを単元の構想・展開に位置付けていくことで、子どもたちの当事者意識を高めることができ、子どもの人権を尊重しながら、単元を通じた資質・能力の育成につなげることができると思う。

(例)「総合的な学習の時間」の場合

子どもの実態や地域性を考慮した上で「目標を実現するにふさわしい探究課題」を設定する。その探究課題の解決に取り組む中で、具体的な資質・能力の育成を目指す。単元を構想・展開する際に、探究のプロセスにおいて、探究活動をつなぐのが「子どもの『感』」と捉える。

教師は子どもの姿からその「感」を見取り、それを単元の構想・展開に生かす。

【子どもの「感」でつなぐ探究プロセス】



【研究の視点2】子どもの「感」を高める環境づくり

1 子どもの「安心感」を高める環境づくり

ねらいは「人間関係を深め、安心して生活・学習できる環境をつくり、人権尊重の雰囲気積極的に醸成すること」にある。日々の生活において、教室が安心して過ごせ、学べる場となるよう、人権尊重の視点に立った環境づくりを行うために、次のような支援を行う。

・一人一人の帰属感を高めるための教室環境の整備

例 子どもたちが学級目標を掲示し、それを子どもたちの自画像で囲むなどの掲示
学級への願いや要望を伝えるための学級組織（係活動等）ごとのコーナーの設置
係活動や当番活動を通した一人一人の役割の明確化 等

・他者との相互理解や交流を深める環境の整備

例 「今月の誕生日」「私の好きな言葉」「本や音楽の紹介」等のコーナーの設置
他校種の子どもたちや地域住民との交流の機会の確保
「気持ちを表す言葉」「聞き方・話し方スキル」などコミュニケーションを円滑にするための掲示物
友だちへの感謝を伝える「ありがとうの木」や「ありがとうポスト」の設置 等

・園小中共通の教職員・保護者のまなざし

例 「教職員チェックリスト」などを活用した教職員の保育・授業実践の振り返り
「学校（園）だより」「学年通信」などを活用した保護者への啓蒙 等

2 子どもの「達成感」を高める環境づくり

ねらいは「子どもたちの学びが自己の学びを振り返ったり、多くの他者により評価されたりすることで、達成感や有用感を高めること」にある。日々の生活において、子どもにとって肯定的なセルフイメージの形成を図る場となるよう、次のような支援を行う。

・学びの足跡が見える教室環境の整備

例 子ども自身の解説や評価（自己評価、他者評価）、教師の評語を添えた作品掲示
保育や学習で使ったものや学習内容の要点等の掲示 等

・子どもの気付きや発見が他者に認められる環境の整備

例 子どもが集めた情報を友だちに伝えるコーナーや発表する場の設定
植物の飼育・栽培活動を通じ、生き物の成長過程から発見したり疑問を持ったりしたことを記録し発表する場の設定 等

【研究の視点3】人権課題に対応するカリキュラムづくり

1 各教科等における人権教育「知識的側面」の意識化

ねらいは「保育者や教師が各教科等の内容を人権課題の視点から捉え直すこと」にある。各教科等の指導内容に人権教育「知識的側面」に関わる内容が含まれており、それを意識化することで、より効果的な指導を行うことができると考える。

・各教科等における人権教育「知識的側面」に関わる内容の整理

- 【内容】① 各学年、各教科等の人権課題にかかわる内容を洗い出す。
② 各学年の内容を整理し、教科横断的なカリキュラム表を作成する。
③ 実施時期や学校行事等の関連を考慮し、カリキュラムを見直す。 等

2 家庭や地域を巻き込んだ教育課程の創造

ねらいは「学校・家庭・地域が同じビジョンをもって子どもと関わること」にある。人権教育リーフレット（広野町版）を活用し、家庭や地域と連携を図りながら教育課程を創り上げることで、学校園を中心にしながら、地域全体に人権教育の理念を浸透させ、人権啓発を図ることができるようにする。

V 研究の検証・評価・普及

検証・評価

公開保育、公開授業時における園児、児童生徒の保育・学習状況の把握

公開保育、公開授業時において、参観した教職員・保護者・人権教育総合推進会議員・地域住民に対してのアンケートを実施し、保育、授業を通して園児、児童生徒の人権意識・人権感覚の状況を評価する。

意識調査の実施における人権意識や人権感覚の変容の把握

- 1 児童生徒に対する人権に関する意識調査の実施とその分析による人権意識の変容の把握（令和3年度）
- 2 教職員・保護者に対する人権に関する意識調査の実施とその分析による教職員の指導意識と家庭における人権意識の変容の把握（令和2、3年度の比較）
- 3 ハイパーQ Uによる要支援児童生徒及び児童生徒への支援内容の把握

普及

実践報告書と人権教育推進リーフレットの配付

事業実施による成果と課題を実践報告書としてまとめ配付することにより、他地域への普及・啓発を図る。町内では、全家庭に対して人権教育推進のリーフレットを配布することで、本町の人権教育推進に関する意識を高める。

各学校における全体計画に基づいた人権教育の継続

委託期間終了後も、子どもの「感」を大切にされた教育活動を心掛け、自らの実践を省察するとともに、各校の人権教育全体計画をもとにして、計画的、継続的に人権教育を推進できるようにする。